

各務原市内バス交通系 I C カード利用環境整備事業補助金交付要綱

(令和 3 年 4 月 1 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 市は、市内に駅を有する鉄道事業者が発行する非接触式交通系 I C カード(第 3 条において「交通系 I C カード」という。)を市内の乗合バスにおいて利用できる環境整備に取り組む事業に対し、予算の範囲内において市内バス交通系 I C カード利用環境整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和 3 8 年規則第 3 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に営業所を有する道路運送法(昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号)第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行うものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、次条各号に掲げる路線を定期的に運行するバスにおいて、交通系 I C カードを利用できる運賃箱へ改修するために必要な材料費及びその取付費並びにシステム改修費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 各務原市ふれあいバスの路線 補助対象経費の 4 分の 1 の範囲内の額
- (2) 前号の路線以外の路線 営業所ごとに、補助対象経費を路線全体の走行距離における市内を運行する距離に応じて按分した額の 4 分の 1 の範囲内の額

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、規則第 4 条第 1 項の補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第 6 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 3 0 日を経過した日までに、規則第 1 1 条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。